■学童期以降　※学童期に接種する予防接種は、全て個別通知します。

ワクチン名	対象年齢		回数	標準的な接種期間
日本脳炎 不活化ワクチン	2期	9歳以上13歳の誕生日前日まで	1	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間
二種混合 （ジフテリア・破傷風） 不活化ワクチン	2期	11歳以上13歳の誕生日前日まで	1	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間
ヒトパピローマウイルス（HPV） （子宮頸がん予防ワクチン） 不活化ワクチン	サーバリックス（2価）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	3	1か月の間隔をおいて2回、1回目から6か月の間隔をおいて1回
	ガーダシル（4価）		3	2か月の間隔をおいて2回、1回目から6か月の間隔をおいて1回
	シルガード9（9価）		2	注※1回目の接種時に15歳未満の場合 6か月の間隔をおいて2回
			3	2か月の間隔をおいて2回、1回目から6か月の間隔をおいて1回

■ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）キャッチアップ等の期間延長について（令和８年３月31日まで）

対象生年月日：平成９年（1997年）４月２日～平成21年（2009年）４月１日生の女子のうち令和４年４月１日～令和７年３月31日までに１回以上接種している女子

※令和４年４月１日～令和７年３月31日までに１回以上接種していれば残りの回数の接種期間は令和８年３月31日まで延長になります。

ワクチン	接種回数	接種方法
サーバリックス（2価）	3	１か月の間隔をおいて２回、１回目から６か月の間隔をおいて１回
ガーダシル（4価）	3	２か月の間隔をおいて２回、１回目から６か月の間隔をおいて１回
シルガード9（9価）	3	２か月の間隔をおいて２回、１回目から６か月の間隔をおいて１回

■日本脳炎の特例について

平成17年４月２日から平成19年４月１日の生まれで20歳未満の方で、日本脳炎の未接種の方は、接種することが可能です。

高齢者の定期予防接種

ワクチン	回数・費用		対象者	
高齢者インフルエンザ 不活化ワクチン	年１回	1,500円	①接種日に65歳以上で接種を希望される方 ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方（医師の診断が必要）	※詳しくは広報「みやしろ」9月号にて
新型コロナウイルス mRNAワクチン	年１回	未定	①接種日に65歳以上で接種を希望される方 ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方（医師の診断が必要）	
高齢者用肺炎球菌 不活化ワクチン	生涯１回	3,000円	今まで一度も高齢者用肺炎球菌（23価）ワクチンを接種したことがない次の方 ①65歳の方（接種日に65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日までの方） ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方（医師の診断が必要）	①の対象の方には個別通知します。
帯状疱疹 注射生ワクチン 不活化ワクチン	生涯１回	未定	①令和７年度に65歳になる方 ②令和７年度に70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方 ③接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方（医師の診断が必要）	①、②の対象の方には個別通知します。

問合せ　保健センター　電話 0480−32−1122